

企業内におけるマスク着用規制特例措置

2020年9月1日時点

フランス労働・雇用省発令の「**新型コロナウイルス感染症対策** 企業内での従業員の安全衛生確保に向けた国家プロトコル」が改定され、9月1日より適用されています。その中で、**企業内におけるマスク着用規制について、マスクの取り外しを認める特例措置**に関する表を和訳解説いたしました。

改訂プロトコルによると「作業場（アトリエ）では換気・通気状態が規則に順応したもので、作業員の数が限られており、移動中でも人的距離を十分に確保でき、作業員がフェイスガードを着用している場合は、マスクを着用しないことも可能」ということです。

なお、企業が所在する県の感染状況によって特例措置の適用基準は異なります。

密閉された共有スペースにおけるマスク着用の特例措置

感染防止措置	感染状況（注）			
	緊急衛生事態宣言が施行されている県	直近7日間の人口10万人あたりの感染者数50人超（赤）	直近7日間の人口10万人あたりの感染者数11人以上50人以下（オレンジ）	直近7日間の人口10万人あたりの感染者数10人以下（緑）
最低1メートルの人的距離	はい	はい	はい	はい
マスク着用	常時着用	断続的に着用		
基準1 機能的かつ効率のよい換気・通気システム	はい	はい	はい	はい
基準2 オフィス利用者の数に適応した効率的な空気排出システム	はい	はい	はい	いいえ
基準3 大規模なオフィス面積	はい	はい	はい	いいえ
基準4 デスクを区切るアクリル板など防護スクリーン	はい	はい	はい	はい
基準5 従業員向けフェイスガード支給	いいえ（マスクを補完する場合を除く）	はい	はい	はい
基準6 オフィス利用者の削減による密集回避（1人あたり面積4平方メートル以上）	はい	はい	いいえ	いいえ
基準7 感染防止策（特に新型コロナウイルス感染症に関わる担当者の決定）や感染者が出た場合の迅速な対応策	はい	はい	はい	はい

（注）各県の感染状況はフランス公衆衛生局の以下のサイトで確認できる。

<https://www.santepubliquefrance.fr/dossiers/coronavirus-covid-19/coronavirus-chiffres-cles-et-evolution-de-la-covid-19-en-france-et-dans-le-monde>

（例）直近7日間の人口10万人あたりの感染者数が11人以上50人以下の県に所在する企業は、上記の基準1、2、3、4、5、7を満たせば、勤務時間中に従業員がマスクを特定の状況で一時的に取り外すことができるしくみを取り入れることができる。

【出所】フランス労働省ウェブページ「[Protocole national pour assurer la santé et la sécurité des salariés en entreprise face à l'épidémie de Covid-19](#) – 新型コロナウイルス感染症への対応としての企業内での従業員の安全衛生確保に向けた国家プロトコル（8月31日付け改訂版）」

【免責条項】本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。また、仮訳はジェトロが作成したもので、必ずしもフランス政府の正式な見解を反映するものではありません。仮訳に含まれる情報について、フランス政府はいかなる責任も負いません。